会計年度任用職員に係る期末手当支給月数の改定時期の見直しについて（案）

１　趣旨

会計年度任用職員の任期を一会計年度内に定めている趣旨を踏まえ、期末手当の支給月数の改定時期に係る見直しを行う。

２　内容

会計年度任用職員に係る期末手当支給月数の改定時期について、常勤職員と同様に「年度内改定」とする取扱いを、「翌年度改定」とする取扱いに改める。

	現行	改正後
改定時期	引上げ・引下げ いずれも「年度内改定」	引上げ・引下げ いずれも「翌年度改定」

３　適用時期

令和５年度から適用する。

定年引上げに伴う昇任資格基準の改正について（案）

１　趣旨

地方公務員法改正による定年引上げを受け、高齢期職員のモラール維持及び意欲と能力のある高齢期職員の活用を図るとともに、高齢期職員の多様な働き方の選択肢を確保するため、昇任資格基準の改正を行う。

２　内容

以下の選考の受験資格における年齢要件の上限部分を、定年引上げに合わせ、２年に１歳ずつ５歳引き上げる。

<table>
<tr><th>年度</th><th>令和
４年度
(現行)</th><th>令和
5
年度</th><th>令和
6
年度</th><th>令和
7
年度</th><th>令和
8
年度</th><th>令和
9
年度</th><th>令和
10
年度</th><th>令和
11
年度</th><th>令和
12
年度</th><th>令和
13 年度
以降</th></tr>
<tr><td>技能主任職
昇任選考</td><td rowspan="3">58 歳未満</td><td colspan="2" rowspan="3">59 歳未満</td><td colspan="2" rowspan="3">60 歳未満</td><td colspan="2" rowspan="3">61 歳未満</td><td colspan="2" rowspan="3">62 歳未満</td><td rowspan="3">63 歳未満</td></tr>
<tr><td>技能長職
昇任選考</td></tr>
<tr><td>統括技能長職
昇任選考</td></tr>
</table>

３　適用時期

令和５年度からとする。